

平和意識の向上

1 平和推進事業

総務部 平和推進課

(1) 目標

世界の恒久平和と核兵器廃絶の実現をめざした平和都市宣言の理念を普及し、市民一人ひとりが平和や命の尊さを考え平和への思いを共有し、平和の連鎖を広げ平和を創るまちをめざします。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 第 22 回松本市平和祈念式典・平和の集い (8 月 15 日、約 800 人参加)
- イ 第 27 回松本市広島平和記念式典参加事業 (8 月 5 日～6 日、中学生 44 人参加)
- ウ 第 30 回松本市小中学生平和ポスター展 (10 月 11 日～15 日、出展 352 点)
- エ 第 9 回平和首長会議総会自治体ブース出展 (8 月 8 日～10 日)
- オ 平和推進活動補助金の交付 (通年、交付実績 10 件)
- カ 松本ユース平和ネットワーク事業 (市内大学生参加)
 - (ア) 長崎市平和訪問
 - (イ) 小中学校出前授業
 - (ウ) 留生意見交換会
 - (エ) 平和学習パンフレット発行
- キ 平和都市宣言の日のイベント (9 月 24 日、約 70 人参加)
- ク 親子平和教室 (7 月～8 月、親子 2 組参加)

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 本市の平和事業の取組みを世界に向けて発信をしました。
- イ さらに関心を高め、平和の連鎖を広げるため、10 代後半～20 代の若者が平和について考え、発信する機会を設けるなど、より多くの「平和を創る」取組みを実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和 61 年度 松本市平和都市宣言 (昭和 61 年 9 月 25 日宣言)
- 63 年度 第 1 回松本市小中学生平和ポスター展開催 (以降毎年開催)
- 平成 3 年度 第 1 回松本市広島平和記念式典参加事業実施 (以降毎年実施)
- 8 年度 第 1 回松本市平和祈念式典開催 (以降毎年開催)
- 23 年度 第 23 回国連軍縮会議 in 松本を開催
- 26 年度 第 4 回平和首長会議国内加盟都市会議を開催
- 28 年度 日本非核宣言自治体協議会総会・研修会を開催、松本ユース平和ネットワーク発足

イ 統計資料

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市民による平和活動件数	2件	6件	5件	13件	10件
平和祈念式典参加者数	約800人	約800人	約800人	約850人	約800人
小中学生平和ポスター展出展人数	422人	308人	358人	332人	352人

人権尊重の推進

1 男女共同参画推進事業

総務部 人権・男女共生課

(1) 目標

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の形成に向けて、推進を図ります。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 松本市男女共同参画推進委員会の開催（年3回）
- イ 第3次松本市男女共同参画計画の進行管理、関係課事業の積極的推進
- ウ 第4次松本市男女共同参画計画の策定
- エ 地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」による企業の両立支援プログラム策定の実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成 28 年実施の「男女共同参画・人権に対する意識調査」を分析すると、男女共同参画に対する理解は徐々に進んできているものの、中学生・高校生の段階から固定的性別役割分担意識が見られます。
- イ 地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」の実施により、男女共に仕事と家庭の両立を図りながら働き続ける環境整備として、企業セミナーやカウンセリングを実施し、中小の事業所において育児介護休暇取得促進規程等の策定事業所などが、徐々に増加しています。
- ウ 理工系分野への女性の進出が少ないため、当該分野への興味・関心を持つ女子学生を支援する取組みを検討する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 15 年 3 月 第 1 次松本市男女共同参画計画策定（計画期間：平成 15 ～ 19 年度）
- 15 年 6 月 松本市男女共同参画推進条例公布・施行
- 28 年 10 月 男女共同参画計画・人権に関する意識調査、地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」実施
- 30 年 3 月 第 4 次松本市男女共同参画計画策定（計画期間：平成 30 ～ 34 年度）

イ 統計資料

審議会等における女性委員の参画状況

(単位 %))

区 分	27年度	28年度	29年度
行政委員会（自治法180条の5）	18.2	20.0	18.5
法律・条例により設置されている審議会等	23.4	25.4	27.1
要綱等により設置されている委員会等	22.7	22.2	23.3
法律に基づいて設置されている委員	71.8	73.4	73.6
全 体	32.4	33.2	34.3

人権尊重の推進

2 男女共同参画推進のその他の啓発・相談事業

総務部 人権・男女共生課

(1) 目標

第4次松本市男女共同参画計画に定めた6つの施策分野における男女共同参画推進に係る施策及び労働や教育分野などにおける女性活躍を推進する施策を実施します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 男女共同参画を進める市民のつどい・まつもとの開催
- イ 女性指導者研修補助事業を海外研修だけでなく、国内研修にも適用
- ウ 平成26年度から実施している男性相談員による男性相談の継続実施
- エ 広報まつもと特集ページで意識啓発を実施
- オ 女性センター、トライあい・松本での各種講座の開催、図書貸出し等学習機会の提供の継続実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民要望の高いキャリアアップ形成支援、職場復帰準備などの講座を、女性センターパレア松本及びトライあい・松本において開催します。
- イ 家庭・夫婦・生活・地域の間関係の悩みなどについて、相談員による電話、面接相談を推進します。
- ウ 利用団体の高齢化やそれに伴う利用者の減少が見られるため、若年層やこれまでつながりのなかった団体等に積極的に利用を呼びかけます。
- エ 性的マイノリティからの相談対応力強化のため、相談担当職員を対象とした研修会を実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和47年4月 働く婦人の家 開館
- 平成11年4月 女性センター 開館
- 15年 「働く婦人の家」から「トライあい・松本」に名称変更
- 20年 「女性センター」の愛称を「パレア松本」に決定

イ 統計資料

女性センター利用状況

区 分	27年度	28年度	29年度
利用人数	7,491人	6,437人	9,851人

トライあい・松本利用状況

区 分	27年度	28年度	29年度
利用人数	26,875人	24,561人	22,360人

相談事業実施状況

区 分	27年度	28年度	29年度
女性弁護士相談	48件	46件	87件
面接相談	240件	247件	225件
電話相談（男性相談を含む）	148件	159件	120件

人権尊重の推進

3 要保護児童対策事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

要保護児童やその家庭への効果的な支援につなげるため、地域や関係機関との連携強化により、子どもの置かれた環境等を的確に捉え、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、児童虐待防止啓発事業等により市民意識の向上と関係者の資質向上を図ります。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 要保護児童対策地域協議会代表者会議を 1 回、実務者会議を 4 回開催し、関係機関の連携体制の確認や児童虐待が疑われる家庭対応を検討するとともに、要保護児童対策地域協議会実務者会議（特定妊婦）を 4 回開催し、ハイリスク妊婦の情報共有を図りました。
- イ 児童相談所や教育委員会及び関係課と連携を密にし、児童虐待の早期発見、早期対応に努めました。
- ウ 児童虐待防止推進月間にオレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待防止に向けた市民の意識向上を図りました。
- エ 乳児家庭の孤立を防ぎ、母親を地域で見守り、支援するため、民生・児童委員の協力を得て「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、必要に応じて保健師の継続支援につなげました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 児童虐待の相談や、リスクを抱え見守りが必要な特定妊婦が増えているため、早期発見、早期対応及び発生防止に向けた啓発活動を行うとともに、要保護児童対策地域協議会構成団体とさらなる情報共有及び連携強化を図ります。
- イ 虐待の未然防止につなげるため、子育て支援ショートステイの有効活用などで、子育てにストレスを抱える母親等の負担軽減を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 12 年度 児童虐待の防止等に関する法律施行
- 16 年度 児童虐待の防止等に関する法律の改正により、児童の安全確認等の初期対応や措置が必要なケースの児童相談所への送致等が市町村の業務として義務付けられる。
- 17 年度 子育て支援課を創設し、専任の家庭児童福祉司、社会福祉主事及び家庭児童相談員を配置
- 18 年度 松本市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関のネットワークを構築
- 21 年度 こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業開始

イ 統計資料

年度	家庭児童相談件数		子育てショートステイ事業		こんにちは赤ちゃん事業	
	合計	新規件数	人数	利用泊数	訪問実数	支援対象者数
27年度	299件	8件	150人	359人	1,918人	243人
28年度	375件	42件	247人	535人	1,914人	277人
29年度	444件	71件	249人	549人	1,669人	191人

多文化共生の推進

1 多文化共生推進プランの実施

総務部 人権・男女共生課

(1) 目標

国籍や文化の違いを超えて人権を尊重し、生活スタイルや考え方の違いを互いに認め支え合う多文化共生社会の構築をめざすために、外国人住民に対する情報提供や日本語教育環境の充実などの支援に取り組むとともに、地域への啓発や外国人住民の社会参画を促すための取組みを進めます。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 多言語ガイドブック改訂（7か国語対応）、ポルトガル語相談員の設置、庁内文書の多言語化、日本語教室の支援（中央公民館）等のコミュニケーション支援
- イ 外国籍住民のための防災訓練の実施（県共催）（52名参加）、多言語防災ハンドブック作成（7か国語対応）、災害多言語支援センターマニュアル作成、子ども日本語教育センターの設置運営及び就学・進学前ガイダンス実施（学校指導課）、外国人集住地区での相談会実施などの生活支援、多文化共生フォーラム（27名参加）及び出前講座（33名参加）による意識啓発
- ウ 多文化共生推進協議会の開催

(3) 現状の分析と今後の課題

多文化共生社会の実現には、地域社会の構成員一人ひとりの多文化共生意識の向上が不可欠のため、地域等様々な場で多文化共生の意識啓発を行うとともに、外国人住民の自立と社会参画を促進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 11 年～ 14 年	外国人も住みやすいまちづくり懇談会開催
18 年～ 19 年	外国人市民会議
18 年	松本市第 8 次基本計画で「多文化共生」について言及
21 年 11 月	市子ども日本語支援センター開設
23 年 7 月	第 1 次多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成 23～27 年度）
28 年 7 月	第 2 次多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成 28～32 年度）

イ 統計資料

国籍別外国人住民登録者数

（単位：人）

	総数	韓国・朝鮮	ブラジル	中国・台湾	フィリピン	タイ	その他	国数
27.12.末	3,621	1,043	369	983	495	171	560	58カ国
28.12.末	3,710	1,032	363	1,030	495	173	617	58カ国
29.12.末	3,816	1,013	367	1,046	505	177	708	61カ国

ポルトガル語相談分野別対応件数

（単位：件）

	税金	保険・年金	戸籍	在留資格	労働	学校・教育	その他生活	計
27.12.末	97	135	81	42	60	123	404	942
28.12.末	139	176	98	61	60	172	412	1,118
29.12.末	109	109	106	34	38	134	435	965

多文化共生の推進

2 多文化共生プラザ設置運営事業

総務部 人権・男女共生課

(1) 目標

多文化共生の地域づくりを進めるための拠点として、情報提供・発信や相談、啓発、交流、人材育成の各事業に取り組みます。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 情報提供・発信、メーリングリストの作成、Facebook の運営
- イ 多言語相談、在留資格相談、生活・学習相談、相談者の同行支援の実施
- ウ 多文化共生プラザ異文化理解・交流事業（延べ 12 回 317 人参加）
- エ 日本語教室（延べ 118 回 2,576 人参加）

(3) 現状の分析と今後の課題

外国人住民の定住化により相談案件も複数多岐にわたり、複雑な問題を抱えた相談者が増加している現状があるため寄り添い支援等充実した体制づくりに努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 11 年～ 14 年 外国人も住みやすいまちづくり懇談会開催
- 14 年 5 月 ふれあい国際・情報センター設置
- 18 年～ 19 年 外国人市民会議
- 22 年 多文化共生推進プラン策定委員会設置
多文化共生に係る実態調査実施
- 23 年 7 月 第 1 次多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成 23～27 年度）
- 24 年 7 月 多文化共生プラザ開設
- 28 年 7 月 第 2 次多文化共生推進プラン策定（計画期間：平成 28～32 年度）

イ 統計資料

多文化共生プラザ相談件数

（単位：件）

	日本語 支援	日本語 学習	語学 学習	在留 資格	就労 労働	就学 就園	交流	その他	計
27年	62	83	71	148	87	86	141	957	1,635
28年	66	157	65	89	104	96	100	1,044	1,721
29年	78	153	41	142	142	99	69	1,583	2,307

高齢者福祉の充実

1 介護保険制度の円滑な運営

健康福祉部 高齢福祉課

(1) 目標

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」（地域包括ケアシステム・松本モデル）の構築に向けた計画を策定し、法令・計画に基づき円滑な介護保険制度の運営を目指します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア これまでの内容の継承と進展を目指した、第7期介護保険事業計画を策定
- イ 地域の様々な課題を抽出し解決を目指すケア会議を34地区で開催
- ウ 早期発見・早期解決を目指す、「認知症初期集中支援チーム」を事業化

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 本市独自のサービスである総合事業の更なる普及が必要
- イ 高齢者が気軽に集える生きがいの場及び住民が担い手となるサービスへの更なる支援が必要

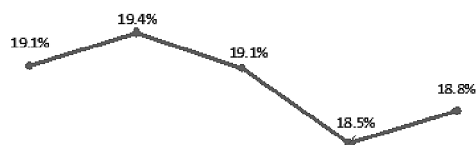
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成4年度 「松本市老人保健福祉計画」を策定
- 11年度 「第1期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定（以降3年毎に更新）
- 12年度 介護保険制度開始
- 18年度 地域包括支援センターを設置（直営3、委託5）
- 21年度 第4期計画開始に合わせ、介護予防・認知症対策の充実等を重点に取り組む
- 27年度 松本市地域包括ケア協議会の設置、開催
- 28年度 地域包括支援センターを増設（直営1、委託11）、新総合事業を開始
- 29年度 認知症初期集中支援チームの設置

イ 統計資料

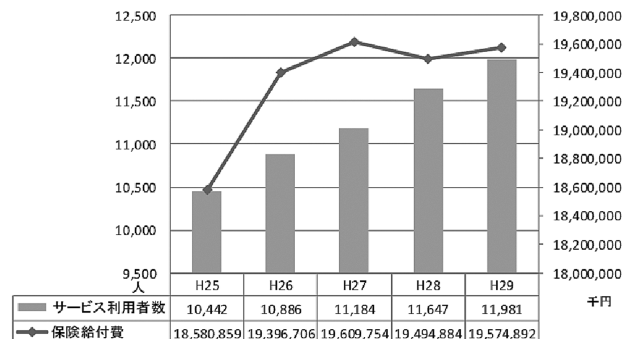
第1号被保険者認定率の推移



	H25	H26	H27	H28	H29
認定者数	11,874人	12,371人	12,401人	12,117人	12,375人
1号被保険者数	62,069人	63,774人	64,910人	65,535人	65,980人

※数値は各年度3月31日現在

サービス利用者数と保険給付費の推移



高齢者福祉の充実

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

健康福祉部 高齢福祉課

(1) 目標

介護保険法の改正に伴い、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。これにより、利用料の軽減やサービスの選択肢を拡げ支援するとともに、基本チェックリストによる基準該当者がサービスを利用できるよう迅速につないでいきます。

また、高齢者を要介護認定の有無により区別することなく、身近な地域で介護予防啓発や、地域の支え手となる人材育成等を行っていきます。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 新規相談者に、国が定めている25項目の質問による基本チェックリストやアセスメントを実施し、要介護認定が必要かの振り分けを行いました。
- イ 新規に通所型・訪問型サービスを申請した介護保険サービス事業者等の指定、及び平成30年3月末でみなし指定が終了となる事業者の指定を行いました。
- ウ 健康自立度調査を、65歳・75歳の高齢者に実施し、基準該当者の実態把握や相談会を行いました。
- エ 35地区の身近な場所で、地区の健康課題等をテーマにした介護予防講座を開催しました。
- オ 地域の支え合いや住民主体の活動の支え手となる人材育成講座を、松本市社会福祉協議会と共催で開催しました。
- カ 通所型サービス事業所職員向けに、リハビリテーション専門職の協力を得て、自立支援・重度化防止にポイントを置き研修会を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 事業者が、自立支援・重度化防止に資するサービス提供ができるよう周知や指導に努めます。
- イ サービス内容について、利用者に十分な説明を行い、緩和した基準のサービス等を選択できるよう進めていきます。
- ウ 継続した人材育成講座の開催と、講座終了者のスキルアップをはかるとともに、ボランティアの意向調査や地域ニーズを確認し、お互いをつなぐ支援を生活支援コーディネーターが中心となって行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成26年度 第6期介護保険事業計画で「介護予防・日常生活支援総合事業」を位置付け
- 27年度 制度設計、利用者への説明のほか、事業者説明会、地区説明会の実施
- 28年度 事業開始、1年間で完全移行済み。
- 29年度 みなし指定終了事業所の指定

イ 統計資料

通所型サービス指定数	訪問型サービス指定数	基本チェックリスト実施数	485件
介護予防相当 35	介護予防相当 17	自立度調査該当者実態把握	56.8%
サービスA 11	サービスA 16	介護予防講座開催回数	126回
サービスC 11		介護予防講座受講者数	2,589人
計 57	計 33	人材育成講座終了者	99人(累計186)

高齢者福祉の充実

3 地域包括ケアシステムの構築

健康福祉部 高齢福祉課

(1) 目標

「団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年以降を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる地域社会の実現に向けて、本市が先進的に取り組んできた地域づくりの一環として、地域の合意形成のもと、住民主体により高齢者を地域全体で見守る仕組みづくりを構築します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 地域づくりセンター等と連携して、ケア会議を34地区で開催し、医療、介護職及び町会長、民生委員等による、地域支援のネットワークの構築に向け、地域課題の把握や検討を引き続き行いました。
- イ 地域包括ケアシステムについて、市民の理解を深めるため、具体的な取組事例を冊子にまとめ、市民への周知・啓発を行いました。
- ウ 住民主体の生活支援や介護予防などの支え合い活動を進めるため「地域の支え合い活動支援ガイド」を作成しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域の支え合いの仕組みづくりを進めるうえで、各地区には、既に地域づくり協議会や福祉ひろば事業推進協議会などの組織があるため、これまでの取組みとの連携や調整を図る必要があります。
- イ 地域の支え合い活動支援ガイドや、地域ケア会議で解決に結びついた事例集を活用し、各地区での地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成24年度 ・第5期介護保険事業計画で「地域包括ケアシステムの構築」を位置付け
- 25年度 ・市内35地区で地域ケア会議を試行的に開催
- 26年度 ・松本市地域包括ケア協議会及び庁内連絡会（関係課長）を設置
・地域、個別ケア会議の開催（地域課題の抽出、解決策の検討）
- 27年度 ・松本市地域包括ケア協議会に小委員会（在宅医療・介護連携委員会／生活支援体制整備委員会）を設置
- 28年度 ・庁内推進会議の開催（幹事会／専門員会）
・地域包括支援センターを8カ所から12か所に増設

イ 統計資料

ケア会議実績（地域・個別）

項目	26年度	27年度	28年度	29年度
地区数	24地区	32地区	33地区	34地区
回数	36回	48回	48回	74回

障害者(児)福祉の充実

健康福祉部 障害福祉課
こども部 こども福祉課

1 障害者自立支援給付事業の推進

(1) 目標

障害者・児（以下「障害者」という。）が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく自立支援給付サービスを提供し、障害者・児の福祉の向上及び増進を図ることを目標とします。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 障害の特性と多様化するニーズに対応するため、計画相談支援事業者と連携して障害者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援とサービスの提供を推進しました。
- イ 適切なサービスが持続的に提供できるよう、県と合同で指導監査を実施し、サービス提供状況の把握、事業所の支援等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障害者手帳交付者は年々増加しています。障害の重複化や重度化とともに高齢化も進んできているため、障害の状態や生活状況に応じた個別支援の更なる充実に努めます。
- イ 松本圏域3市5村及びサービス提供事業所と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年 障害者自立支援法が施行され、自立支援給付事業によるサービス提供を開始。松本障害保健福祉圏域自立支援協議会を設置し、関係機関のネットワークを構築
- 23 年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、新たに同行援護サービスの提供を開始
- 24 年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、サービス利用計画作成対象者を拡大。児童福祉法の一部改正に伴い、障害児に係るサービスを再編
- 25 年 障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）」に改正される。難病患者の一部を障害福祉サービスの対象に加える。
- 26 年 障害者総合支援法における「障害程度区分」が、障害者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる「障害支援区分」に見直される。
- 30 年 障害者総合支援法の一部改正に伴い、「生活」と「就労」に対する支援の充実策として、「自立生活援助」「就労定着支援」サービスの提供を開始。児童福祉法の一部改正に伴い、障害児支援のニーズの多様化に対応するため支援の拡充

イ 統計資料

自立支援給付事業（児童福祉法によるサービス含む）

区分	27 年度		28 年度		29 年度	
	延利用者数 (人)	給付費 (千円)	延利用者数 (人)	給付費 (千円)	延利用者数 (人)	給付費 (千円)
訪問系サービス	6,444	439,193	6,999	461,886	7,547	487,808
日中活動系サービス	14,263	2,098,863	15,014	2,233,921	15,369	2,327,351
居住系サービス	5,083	717,096	5,151	745,783	5,100	758,064
サービス利用計画作成	4,598	69,922	4,623	70,168	4,699	69,949
児童通所サービス	18,540	145,814	24,163	200,093	32,635	290,762

基本施策
2-2-2

障害者(児)福祉の充実

健康福祉部 障害福祉課
こども部 こども福祉課

2 地域生活支援事業の推進

(1) 目標

障害者の自立や社会復帰、社会参加の促進及び介護者の負担軽減が図れるよう、地域の実状に即した事業として地域生活支援事業を積極的に実施し、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えます。

(2) 平成 29 年度 の 取 組 み と 成 果

ア 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会を中心とした関係機関との連携と調整により事業を推進しました。
イ 圏域の相談支援センターの専門支援員との連携により、生活・就労・住居等の多様な相談支援を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 障害者や介護者のニーズが多様化していることから、障害及び生活環境の特性に応じた相談支援及び各種サービスの提供に努め、社会参加の促進を図ります。
イ 事業実施にあたっては、自立支援協議会及び相談支援事業所などの関係機関と連携を図りながら、支援の充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 18 年 障害者自立支援法が施行され、地域生活支援事業によるサービス提供を開始する。
松本障害保健福祉圏域自立支援協議会を設置し、障害者相談支援事業を実施
23 年 成年後見支援センターかけはしを開設（松本市社会福祉協議会が設置・運営、圏域市村で運営費の一部を助成）
25 年 障害者優先調達推進法の施行を受け、障害者就労施設等からの物品等の調達推進基本方針を策定

イ 統計資料

(単位：千円)

区 分	27 年度		28 年度		29 年度	
	利用状況	給付費	利用状況	給付費	利用状況	給付費
相談支援センター(延相談人数)	9,268人	—	9,262人	—	10,678人	—
手話通訳等派遣事業	1,391回	5,525	1,649回	6,780	1,233回	5,900
移動支援事業	27,376 h	60,309	28,710 h	63,306	27,102 h	60,144
日常生活用具給付事業	5,141件	54,338	5,194件	56,321	5,134件	54,708
訪問入浴事業	2,516回	31,927	2,957回	36,933	2,764回	34,572

障害者(児)福祉の充実

3 障害者の差別解消と権利擁護の推進

健康福祉部 障害福祉課

(1) 目標

障害者への差別を解消し、権利や尊厳を守り、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目標とします。また、実施にあたっては、地域の皆さんの理解と協力を得ながら、関係機関との連携強化、支援体制の整備を図ります。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

- ア 平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法の基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施、合理的配慮を提供することについて、職員対応要領を活用して、職員の研修を実施しました。
- イ 市民に向けて「信州あいサポーター研修」と連携した出前講座等を開催し、法律の趣旨や障害や障害者に対する正しい理解が進むよう、周知、啓発活動を行い、差別解消の推進に取り組みました。
- ウ 権利擁護推進のため、松本市社会福祉協議会が運営する成年後見支援センターに圏域市村と連携して運営費を助成し、成年後見制度に係る支援体制の充実を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障害者への差別解消のため、引き続き研修や周知、啓発活動を実施します。
- イ 障害者の権利擁護を推進するためには、障害者と家族（養護者）の支援体制を構築、強化することが必要です。成年後見支援センターとの連携を強めて支援を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 障害者差別解消法における国等の経過

- 平成 20 年 5 月 障害者の権利に関する条約（国連発効）
- 22 年 6 月 「障害者制度改革のための基本的な方向について」閣議決定
- 28 年 4 月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行

イ 権利擁護の推進に関する経過

- 平成 23 年 成年後見支援センターかけはしを開設（松本市社会福祉協議会が設置・運営、圏域市村で運営費の一部を助成）
- 28 年 平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法を受け、松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置

ウ 統計資料

(ア) 障害者手帳交付状況（各年度 3 月 31 日現在）

	身体障害者手帳	知的障害者 (療育手帳)	精神障害者 (精神保健福祉手帳)
27 年度	10,758	1,874	2,061
28 年度	10,568	1,948	2,228
29 年度	10,555	2,037	2,305

(イ) 成年後見支援センター 延相談件数（件）

	27 年度	28 年度	29 年度
延相談件数（件）	723	631	695

障害者(児)福祉の充実

4 あるぷキッズ支援事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

発達障害及び発達に心配のある子どもとその保護者、子どもと毎日関わる支援者（保育士・教諭等）を継続して総合的に支援していくことをめざします。

(2) 平成 29 年度 の 取 組 み と 成 果

ア あるぷキッズ支援室での相談

電話及び来所による相談に、専門スタッフが対応しました。

イ 保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校への巡回支援

(ア) 支援チームが巡回し、現場職員とともに支援計画の立案や対応方法についての助言を行いました。

(イ) スムーズな就学に向けて5歳児及び4歳児への就学前の巡回を行いました。

(ウ) 教育委員会と連携し、教育相談を経て通常学級に入学した1年生と支援学級への巡回を行いました。

ウ 保護者支援の充実

「あそびの教室」「ペアレントトレーニング」を実施し、保護者支援の充実を図っています。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 相談件数の増加に伴い、支援内容も多様化しているため、相談体制の充実と庁内及び外部関係機関とのさらなる連携の強化が必要です。

イ 今後の発達障害児支援の方向性を明確にするため、庁内外の関係機関との協議を重ね「発達障害児支援基本指針」の策定を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 60 年度	あそびの教室開始（健康づくり課にて、療育型3グループで開催）
平成 21 年度	こども部の創設とともに、こども福祉課へあそびの教室の業務を移管
22 年度	あるぷキッズ支援事業（発達障害児支援システム）開始
27 年度	なんぷくプラザ内に「あるぷキッズ支援室」を整備

イ 統計資料

区 分	27 年度		28 年度		29 年度	
	回数	延参加人数	回数	延参加人数	回数	延参加人数
あるぷキッズ支援室相談	—	286人	—	419人	—	426人
巡回支援	171回	553人	230回	720人	220回	988人
サポート手帳の配付	—	19冊	—	36冊	—	17冊
あそびの教室	338回	2,933人	392回	3,764人	392回	3,355人
ペアレントトレーニング	25回	118人	33回	196人	34回	211人

生活福祉の充実

1 生活困窮者自立支援関係事業

地域づくり部 市民相談課

(1) 目標

生活保護に至る前段階にある生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関である「まいさほ松本」（松本市社会福祉協議会へ委託）が中核となり、「困窮者の自立と尊厳の確保」「困窮者支援を通じた地域づくり」の視点を踏まえた包括的かつ継続的な支援を提供します。

(2) 平成 29 年度 の 取 組 み と 成 果

- ア 「まいさほ松本」が市役所庁舎内へ移転してから2年目であり、庁内関係課の事業周知の度合いも高まり、生活困窮者の発見・支援において連携が図られました。
- イ 「家計相談支援事業」の実施により、家計管理に課題を抱える生活困窮者への生活再建に向けた支援だけでなく、深刻な困窮状態に陥らないようするための予防にも取り組みました。
- ウ 出張相談会の実施によりアウトリーチ（対象者のいる場所へ積極的に出向き、働きかけること）の強化を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 新規相談者数は、前年度と比較して減少しましたが、前年度から継続した相談者数は、増加しました。既に関係課が関わっているものの課題が解決しない、また、世帯員のそれぞれが課題を抱えており、支援が長期化することなどがこの原因です。
- イ 出張相談会の実施など相談窓口が身近にあっても、社会的に孤立している困窮者は、相談や支援を求めることが難しいため、民間業者への事業周知を徹底することにより、困窮者の早期発見に結びつけます。
- ウ 「地域共生社会」の実現に向けた取組みにおいて、住民やNPOなど民間団体との協働の方策について検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 27 年度 生活困窮者自立支援法施行
自立相談支援事業、「まいさほ松本」設置、住居確保給付金、子どもの学習支援事業（生活保護世帯）を実施
- 28 年度 障害・生活支援課（現生活保護課）から市民相談課へ事務移管、「まいさほ松本」を市役所本庁舎へ移転
就労準備支援事業、一時生活支援事業を新規実施
- 29 年度 家計相談支援事業を新規実施（主要事業をすべて実施）

イ 統計資料

「まいさほ松本」の支援状況

	新規相談者数	前年度からの継続支援者数	延対応回数	延就職・増収者数
28年度	546人	87人	6,326件	90人
29年度	483人	174人	7,653件	101人

生活福祉の充実

2 福祉医療費給付事業（障害者支援医療）

健康福祉部 障害福祉課

(1) 目標

地域で安心して暮らすことができる社会をめざし、障害者の医療費自己負担分について給付を行い、障害者の健康保持と福祉の増進を図ります。

(2) 平成 29 年度 の 取 組 み と 成 果

- ア 新規手帳取得者等に対し、福祉医療制度の周知徹底及び適正な活用を図り、障害者の経済的な負担の軽減に努めました。
- イ 経済的に医療費窓口負担額の支払いが困難な低所得者については、福祉医療費貸付制度を利用した支援を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

乳幼児の医療費窓口無料化に合せ、障害者の医療費助成も軽減が図れるよう県に要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和 45 年度 松本市老人及び重度心身障害者医療特別給付金制度の創設
- 49 年度 上記制度を廃止し、松本市医療費特別給付金制度を創設
- 平成 15 年度 県と市町村が共同で設置した「福祉医療制度のあり方検討委員会」の提言に沿い、県の見直しに合わせて福祉医療制度を改正
 - ・自動給付方式の導入、対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳 1 級の者の通院医療費助成）、所得制限の導入、福祉医療費貸付制度の導入
- 17 年度 入院時食事療養費標準負担額の助成開始
- 18 年度 4 村（四賀、安曇、奈川、梓川）合併に伴い、制度の見直し及び制度改正の実施
 - ・障害者自立支援法に基づく自己負担分医療費及び 70 歳以上で療養病床入院時の生活療養費（食事分）の助成開始
- 20 年度 障害者自立支援法に準拠する居住地特例の導入
- 25 年度 対象者の範囲を拡大（精神保健福祉手帳 2 級の者の通院医療費助成）
- 28 年度 県において乳幼児の医療費窓口無料化決定（平成 30 年～）

イ 統計資料

福祉医療費給付実績

福祉医療費貸付実績

	受給者数 (人)	給付件数 (件)	総医療費 (千円)	給付額 (千円)	認定者数 (人)	貸付件数 (件)	総医療費 (千円)	貸付額 (千円)
27年度	9,826	246,269	13,268,636	786,863	28	667	35,156	3,805
28年度	9,809	248,249	12,789,911	775,791	31	544	40,095	3,357
29年度	9,780	251,655	12,937,436	792,593	40	761	32,511	3,749

※受給者数は各年度3月31日

生活福祉の充実

3 生活保護自立支援プログラムによる早期就労

健康福祉部 生活保護課

(1) 目標

ハローワーク等関係機関や民生・児童委員等と連携しながら、積極的かつ組織的に就労指導及び就労支援の強化を図り、生活保護世帯の早期自立をめざします。

(2) 平成 29 年度 の 取 組 み と 成 果

ア 就労支援プログラムの活用

就労支援員を2名配置し、ハローワークやケースワーカーと連携しながら実情に応じた継続的できめ細やかな就労支援を行い、被保護者世帯の早期自立を支援しました。

イ 生活保護支援基金の貸付け

生活保護に該当すると見込まれる者に対しては、生活保護費支給までのつなぎ資金として、生活資金や住宅資金を貸し付け、経済的に不安のない状況で就職活動ができるよう支援しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 堅調な雇用情勢を背景に稼働能力がある者がいる母子世帯、その他世帯は減少傾向にある一方で、65才以上の高齢者世帯は著しく増加し、受給世帯全体の5割を超えています。

イ 離職後、身体的・精神的な障害がないにもかかわらず仕事に就けない世帯に対しては、ハローワーク等と連携して丁寧な就労指導を行います。

ウ 高齢者世帯については、その9割が単身世帯のため、民生・児童委員や高齢者福祉関係者等との連携による見守りや健康管理を中心とした支援を行っていく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 20 年度 生活保護世帯就労支援対策の実施
21 年度 生活保護支援基金の貸付けの実施

イ 統計資料

年度別、世帯類型別被保護者世帯数（各年度3月31日現在）

年度 \ 項目	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他世帯	合計
27年度（世帯）	796	51	561	175	1,583
（％）	(50.3)	(3.2)	(35.4)	(11.1)	
28年度（世帯）	863	46	547	147	1,603
（％）	(53.8)	(2.9)	(34.1)	(9.2)	
29年度（世帯）	887	38	551	132	1,608
（％）	(55.1)	(2.4)	(34.3)	(8.2)	

生活福祉の充実

4 子どもの未来応援事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、またその成育環境が世代を超えて連鎖することのないよう、「松本市子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、すべての子どもが自らの意志で未来を選択できる環境を整えることをめざします。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 平成27・28年度に実施した実態調査をもとに「松本市子どもの未来応援指針」を策定しました。
- イ 子どもの居場所づくり交付団体を決定（5団体6会場）しました。
- ウ 子どもの居場所づくり交付金団体との連絡会議を開催し、お互いの運営状況等に関する情報共有を行なうとともに、効果的な事業実施のあり方について意見交換を行いました。
- エ 子どもの孤食や欠食を防ぎ、学習支援や世代間交流を行う地域の居場所を推進するための子どもの居場所づくり事業報告会を開催しました。
- オ 子どもの貧困の実態と課題の可視化を図るため、実態把握に向けた調査を実施しました。
- カ 子どもの貧困に係る庁内推進会議を開催し、部局横断による効果的な事業展開の推進を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 子どもの居場所づくり交付金団体との連絡会議や子どもの居場所づくり事業報告会の開催を通して、より身近な場所で子どもが参加できるよう、実施場所の拡大を図ります。
- イ 部局横断による庁内推進会議を核として、「松本市子どもにやさしいまちづくり委員会」や民間団体等との連携を図りながら、子どもの未来応援に向けた効果的な事業の推進を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
- 27年度 子どもの貧困対策庁内調整会議を設置
市独自で保育園・幼稚園における在園児調査を実施（1回目）
- 28年度 松本市ひとり親家庭実態調査、保育園・幼稚園における在園児調査を実施
- 29年度 「松本市子どもの未来応援指針」を策定

イ 統計資料

子育て家庭実態調査（平成29年11月実施 松本市独自）の主な結果

世帯収入が400万円未満（Aグループ）と以上（Bグループ）に区分し、世帯状況や子育て支援に関するニーズ等について比較を行いました。

- ・「家では勉強を教えられないので、無料や安価な学習塾をつくってほしい」と考えている親の割合について、AグループとBグループでは大きな差があり、学年があがることで差が大きくなることわかりました。（小学校5年生の親 12.1ポイント差、中学校2年生の親 27.9ポイント差）
- ・食事に関する行政への要望について、Bグループは3割以上の家庭が「特に要望はない」と回答する一方、Aグループは小学校5年生の子どもがいる世帯の3割以上、中学校2年生の子どもがいる世帯の4割以上が「食事の提供が受けられる場所の開設」を希望しています。

基本施策
2-2-3

生活福祉の充実

5 市営住宅の整備

建設部 住宅課

(1) 目標

住宅に困窮する低所得者の居住水準の向上と、良好な住環境の整備を図るため、市営住宅の建設を推進します。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 寿団地B街区の建替事業により、B-1棟15戸が竣工し、引き続きB-5棟27戸の建設に着手しました。
- イ 松本市公営住宅等長寿命化計画及び松本市耐震改修促進計画に基づき、二子団地と寿団地（1丁目・3丁目）及び他11団地の解体対象（306戸）の入居者（188戸）の移転事業を継続し、40戸の移転等が完了しました。前年を含めた移転等の完了は計116戸となりました。
- ウ 単独住宅などの特定目的住宅について、低所得居住者の負担軽減、若者定住促進及び地域活性化を図るため、平成30年4月実施に向けた家賃の低額改定を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 昭和40年代以前に建てられた住宅が約3分の1を占めていることから、引き続き防災上安全な住宅街にする必要があります。
- イ 暮らし方・働き方が多様化し、子育て期、高齢期といったライフステージや個人の多様な価値観、身体機能の特性に応じた住まいの提供が求められています。
- ウ 今後、松本市公営住宅等長寿命化計画に基づき、良好な住環境の整備を計画的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

市営住宅の整備経過

建設年度	新築住宅			建替住宅			建設年度	新築住宅			建替住宅			
	団地名	建設戸数(着工)	公営住宅 特定公共賃貸住宅	団地名	建設戸数(着工)	公営住宅 特定公共賃貸住宅		団地名	建設戸数(着工)	公営住宅 特定公共賃貸住宅	団地名	建設戸数(着工)	公営住宅 特定公共賃貸住宅	
昭和52年度 53	野溝	20	20				7				南松本	42	42	
	岡田	24	24					御堂原	14	12	2	南松本	27	27
	南松本西	25	25				8				南松本	24	24	
	錦部	16	16				9				豊丘	55	55	
	中川	8	8					大野田	40		40			
	高内	96	96				10	小原	10		10			
	竹淵	36	36					芳野	21		21			
	竹淵	18	18				11	取手	14	14				
	南松本南	32	32		二子	26	26		上土	25	25	豊丘	45	45
					寿田町	24	24					芳野	18	18
54				寿田町	42	42	12	横沢	19	19				
55				寿田町	54	54	13	大手	8	8	豊丘	30	30	
56				寿田町	30	30		松本駅北	25	25				
57							14							
58	南松本南	40	40				15							
59	埋橋	30	30				16				寿	45	45	
60	南松本南	30	30				17				寿	30	30	
	南松本東	30	30				18				寿	20	20	
	野沢	12	12				19				寿	30	30	
61	出川	60	60		寿田町	54	54							
62	竹淵	60	60		元町	36	36							
					元町	18	18							
					元町	14	14							
63	竹淵	24	24		石芝	16	16							
	浅間南	60	60											
	大示川	6	6											
平成元年度	浅間南	32	32		石芝	24	24							
	上郷	6	6											
	稲核	3	3											
2	浅間南	30	30		石芝	16	16							
3	小宮	30	30		石芝	16	16							
4	小宮	12	12		石芝	36	36							
5	小宮	60	60		元町上	24	24							
6	島々	6	6		元町上	24	24							
	番所	6	6	6										
合計								988	884	104	898	898	0	

子どもの権利の推進

1 子どもの権利の推進

こども部 こども育成課

(1) 目標

子どもが一人の市民として尊重され、生きる力を高めながら生きていくことに喜びを感じられるよう、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、すべての子どもにやさしいまちをめざします。

(2) 平成29年度の取組みと成果

- ア 子どもにやさしいまちづくり委員会を4回、ワーキンググループ責任者会議を3回開催し、「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の2年間の評価、検証結果を中間報告書としてまとめました。
- イ 子どもの権利相談室「こころの鈴」の周知を図るとともに、子どもや保護者等からの相談（延395件）に対応しました。また、教育分野の相談対応を充実させるため、子どもの権利擁護委員を1名増員しました。
- ウ まつもと子ども未来委員会の子どもたち（小学5年～高校3年）が、自分たちのまちについて考え、課題などを市へ提言しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成25年4月に条例を制定し、学校への啓発物の配布や市民向けのフォーラム開催などにより条例の周知を図っていますが、認知度を高めることが課題です。
- イ 「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」に基づく子ども施策を更に推進させるため、庁内担当課への啓発と施策推進のための連携が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 4月に「子どもの権利に関する条例」を施行
子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設（7月）
松本市子どもの権利の日（11月20日）にあわせて、市民フォーラムを開催
- 26年度 「まつもと子ども未来委員会」を設置
「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定
「まつもと子どもスマイル運動」を開始
子どもの権利を推進している自治体の子どもたちと子どもの権利をテーマに交流する「子ども交流事業」を開始
- 27年度 子どもの権利相談室の相談員4名のうち1名を室長として配置
- 29年度 子どもの権利擁護委員を1名増員

イ 統計資料

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績 (単位：件)

区分	27年度	28年度	29年度
実相談件数	140	155	135
延相談件数	368	375	395

基本施策
2-3-2

出産・子育て環境の充実

1 母子保健事業の充実（妊娠、出産、子育てへの支援）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

安心して妊娠・出産でき、子育てに喜びを感じ、心にゆとりを持って子育てができる環境づくりをめざします。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

ア 子育てを包括的に支援するため、子ども子育て安心ルームを設置し、母子保健コーディネーターを配置し、子育てコンシェルジュと連携することにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築に努めました。

イ 不妊治療助成事業（このとり支援事業）に加え、不育症治療費助成事業を実施し、子どもを持ちたいという夫婦の経済的負担軽減のための支援をしました。

ウ 両親学級の休日コースを実施し、父親の育児参加を促しました。

エ 産後ケア事業、育児ママヘルプサービス、新生児訪問、乳幼児健診、育児学級、発達や心理等の二次健診・相談、育児支援教室等、育児に関する各種事業を実施し、育児に不安を持つ母親の支援に努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 不妊・不育症治療の経済的負担軽減や、妊婦健診、妊娠届出時の相談指導の全数実施等を継続し、安心して妊娠・出産ができるための支援に努めます。

イ 少子化が進む中で、育児に不安を持つ親が増えていることから、安心して育児ができるよう事業の充実を図るとともに、関係機関との連携等妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、相談・支援体制の強化を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 33 年度	乳幼児健診開始
63 年度	離乳食教室、1 歳児教室開始
平成 6 年度	両親学級（ママとパパの教室）開始
9 年度	新生児訪問・妊産婦訪問開始（県から権限移譲）
13 年度	育児ママヘルプサービス、不妊治療費助成事業開始
20 年度	妊娠届受付及び母子健康手帳交付を健康づくり課へ移管。全員保健師の面接開始
22 年度	育児支援教室を健康づくり課へ移管
24 年度	両親学級休日コース開始。妊婦歯科検診開始
26 年度	不育症治療費助成事業開始
27 年度	産後ケア事業開始
28 年度	子ども子育て安心ルーム設置。母子保健コーディネーター配置

イ 統計資料

事業実施状況

区 分	27年度		28年度		29年度	
	実施回数(回)	受診者数(人)	実施回数(回)	受診者数(人)	実施回数(回)	受診者数(人)
不妊症治療費助成事業		264		305		289
妊婦一般健康診査		(延)24, 281		(延)24, 003		(延)21, 989
両親学級	41	(延) 1, 244	48	(延)1, 334	48	(延) 1, 416
産後ケア事業	(9月～)	26		63		44
育児ママヘルプサービス		36		19		23

出産・子育て環境の充実

2 子育て支援事業の充実

こども部 こども育成課

(1) 目標

安心して妊娠、出産でき、子育てに喜びを感じ、心にゆとりを持って子育てが出来る環境づくりをめざします。

(2) 平成 29 年度の取組みと成果

ア こどもプラザ（4カ所）及びつどいの広場（21カ所）における育児支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育てサポーター訪問事業等、従来の子育て支援事業に加え、父親の育児参加を促すことを目的に「休日つどいの広場事業」を9回実施しました。

イ 妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援を目指して2カ所目の「子ども子育て安心ルーム」をこどもプラザ内に設置し、子育てコンシェルジュを配置しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア こどもプラザ等における育児相談では深刻な事例が増加しつつあり、子育て家庭に寄り添った支援が必要となっています。今後は、子育てコンシェルジュを中心に、母子保健コーディネーター（健康づくり課）と協力して、庁内外の関係機関との連携を強め、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援を進めます。

イ 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」は、利用者の増加に伴い、支援員の拡充や施設の狭あい化が課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 子育て支援事業の経過

平成 8 年度 ファミリー・サポート・センター事業開始
 12 年度 筑摩にこどもプラザ開館。館内で休日保育・病後児保育を開始
 17 年度 小宮こどもプラザ開館。児童センター等でつどいの広場事業を開始
 20 年度 相澤病院内で病児保育開始（23 年度に梓川診療所で2カ所目の病児保育開始）
 25 年度 引きこもりがちな子どもの居場所として、子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」を開設
 28 年度 こどもプラザに「子ども子育て安心ルーム」を開設、子育てコンシェルジュ1名を配置
 29 年度 小宮こどもプラザに「子ども子育て安心ルーム」を開設、子育てコンシェルジュ1名を配置

イ 統計資料

(単位：人)

区 分	27 年度	28 年度	29 年度
こどもプラザ利用者数（4館）	67,223	69,445	67,029
つどいの広場利用者数	119,289（21カ所）	108,935（21カ所）	99,545（21カ所）
病児保育利用者数 / 病後児保育利用者数	1,176/261	1,361/329	1,473/319
ファミリー・サポート・センター利用者数	2,796	3,090	3,263
子育てサポーター訪問事業利用者数	1,564	2,282	1,612
はぐルッポ利用者数	1,578	1,940	1,676

出産・子育て環境の充実

3 放課後等の居場所対策

こども部 こども育成課

(1) 目標

安心して妊娠、出産でき、子育てに喜びを感じ、心にゆとりを持って子育てが出来る環境づくりをめざします。

(2) 平成 29 年度 の 取 組 み と 成 果

- ア 地域の児童の遊びの拠点として、児童館・センター（27館）を整備、運営しています。
- イ 放課後留守家庭となる児童を対象に、放課後及び休校日等に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童健全育成事業（留守家庭児童対策）の実施場所として、児童館・児童センター（24館）のほか、放課後児童クラブ（5カ所）を運営するとともに、民営の児童育成クラブ（12カ所）へ運営補助しています。
- ウ 小学生の放課後の安心安全な居場所づくりのため、小学校の空き教室等を利用し、地域の方々の参画により、学習や運動を実施する「放課後子ども教室」を6カ所で実施しています。
- エ 放課後児童健全育成事業等の支援員が安定したサービスを提供するため、報酬の増額など処遇改善を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 共働き世帯の増加や核家族化の進展に伴い、放課後留守家庭が増加している現状を踏まえ、松本市放課後子ども総合プランに基づき事業の質的・量的な充実を図ることが必要です。
- イ 老朽化が進む木造児童館の改築及び利用児童が急増している施設の整備について検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和 41 年度 あがた児童館開館（平成 14 年度までに 25 館の児童館・センターを整備）
- 63 年度 並柳児童センターで留守家庭児童対策事業を開始
- 平成 20 年度 放課後児童健全育成事業の対象を試行的に 6 年生まで拡大（27 年度までに 28 カ所に拡大）山辺小学校の余裕教室を利用して、山辺放課後児童クラブを設置
- 22 年度 旭町小学校の余裕教室を利用して、旭町放課後児童クラブを設置
- 23 年度 高宮児童館を児童センターとして改築
- 24 年度 島内児童館を児童センターとして改築
- 26 年度 あがた児童館を中高生の居場所機能を付加した児童センターとして改築
- 28 年度 松本市放課後子ども総合プラン施行
- 29 年度 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを実施

イ 統計資料

（単位：人）

区 分	27 年度	28 年度	29 年度
児童館・児童センター利用者数(27館)	525, 604	524, 340	570, 591
放課後子ども教室利用者数(6カ所)	7, 068	7, 209	6, 083

保育環境の充実

1 保育士の処遇改善事業

こども部 保育課

(1) 目標

3歳未満児の保育需要が高まり、本市においても保育士が不足していることから、保育園・幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を対象とした処遇改善を行い、保育士不足の解消をめざします。

(2) 平成29年度 of 取組みと成果

ア 嘱託保育士の雇用年数を延長

イ 嘱託保育士の経験・能力に応じた昇格制による報酬面での処遇改善

職名	経験年数	標準業務	報酬月額(H29)
保育士	5年以内	・園長等正規保育士の監督の下、保育業務に従事	172,300円
副担当保育士	6年～8年	・園長等正規保育士の監督の下、保育業務に従事 ・各担当の責任者が行う事務の補佐的業務に従事	180,400円
担当保育士	9年以上	・園長等正規保育士の指導的な立場を担いながら保育業務に従事 ・各担当の責任者が行う事務の補佐的業務に従事	189,700円

ウ 育児休暇の代替職員に正規職員を順次配置

エ B型肝炎の予防接種に対する補助制度の導入

(3) 現状の分析と今後の課題

全国的に保育士が不足するなか、本市においても、平成26年度以降、嘱託保育士の欠員は年々増加傾向にあります。

特に3歳未満児の保育の需要が急激に高まっており、保育の質及び量を確保するとともに、保育士がやりがいを持って仕事を続けられるよう、報酬面をはじめとする処遇改善が喫緊の課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度 保育園管理運営検討会（保育課、保育園、行政管理課、職員課、職員労働組合などで構成）の設置

23年度 保育士及び給食調理員の職員配置基準（現行）を決定

29年度 嘱託保育士の報酬面での処遇改善等を実施

保育士の状況（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
正規保育士配置数A	229	226	231	236	242	248
休暇職員数B	34	37	31	34	37	37
正規勤務数C=A-B	195	189	200	202	205	211
嘱託保育士数	276	281	287	276	294	284
嘱託保育士欠員数	0	3	26	24	29	43

青少年の健全育成

1 青少年の健全育成

こども部 こども育成課

(1) 目標

次代を担う青少年が豊かな心を育めるよう、安心して暮らし、健やかに成長できる環境をめざします

(2) 平成 29 年度 の 取 組 み と 成 果

- ア 青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会を開催し、青少年に関わる取組みや小中学校のいじめに関わる取組みなどについて情報共有を図り、行政と関係団体が連携して事業を推進しました。
- イ インターネットや携帯電話等の適切な使い方や家庭でのルールづくりなどを学ぶためのメディア・リテラシー講座や薬物の危険性や喫煙による健康被害等を学ぶための啓発講座を実施しました。
- ウ 青少年の居場所づくりや子どもたちが遊び、学び、体験する場として、子どもまつりやリーダー講習会などの行事を開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 子どもたちを取り巻く課題は、いじめや虐待、不登校など多岐にわたっています。また、スマートフォンの急速な普及は、インターネットによるいじめや青少年が犯罪に巻き込まれるなど、大きな社会問題となっています。
- イ 青少年を取り巻く諸問題は、現代の社会を反映したものであることから、大人自らが襟を正し、家庭や学校・地域社会がそれぞれの役割を今まで以上に認識し、連携して青少年の健全育成と非行防止に取り組むことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 16 年度	放課後や休日の居場所として、体育施設などを利用した「青少年の居場所」を設置
20 年度	メディア・リテラシー講座を開始
22 年度	薬物乱用防止啓発講座を開始
23 年度	心や体の悩みなどに関する相談室「まちかど保健室」を開設
26 年度	あがた児童センター 2 階に中高生専用の居場所スペースを設置
29 年度	Mウイング 2 階の改修に伴い、座席数を増設

イ 統計資料

区 分		27年度	28年度	29年度
青少年の居場所	利用人数(人)			
	体育施設	2,489	1,222	954
	研修施設	3,308	3,681	4,609
メディア・リテラシー講座	実施校数(校)	33	29	36
	受講者数(人)	5,699	5,218	8,904
薬物乱用防止啓発講座	実施校数(校)	39	33	41
	受講者数(人)	4,586	4,258	5,223
まちかど保健室	延相談件数(件)	125	121	141